

# 特定非営利活動法人 HCC グループ 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本法人は特定非営利活動法人 HCC グループ と称し、登記上はこれを特定非営利活動法人 エイチシーシーグループ と表示する。

### (事務所)

第2条 本法人は、事務所を 滋賀県大津市に置く。

### (目的)

第3条 本法人は、全ての人が健康で安全な生活が出来る社会の実現を図るため、生活の改善に関する相談に対し、適切な対応を提供する事業等を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動法人の種類)

第4条 本法人は前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表の

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - 二 社会教育の推進を図る活動
  - 三 まちづくりの推進を図る活動
  - 四 観光の振興を図る活動
  - 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
  - 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - 七 環境の保全を図る活動
  - 八 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
  - 九 国際協力の活動
  - 十 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
  - 十一 子どもの健全育成を図る活動
  - 十二 経済活動の活性化を図る活動
  - 十三 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
  - 十四 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
- を行う。

(事業)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- (1) 安全な食物の提供に係る事業
- (2) 国内、海外の人権・労働・経済・環境に配慮したフェアトレード事業
- (3) 国内、海外の来訪者と農山漁村の交流事業
- (4) NPO への支援に係る事業
- (5) イベントに関する事業
- (6) 出版に関する事業
- (7) IT 関連事業
- (8) 行政及び各種団体からの受託事業
- (9) その他、この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

## 第2章 会員

(会員の種別)

第6条 本法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 本法人の事業を賛助するため入会した個人および団体

(入会及び会費)

第7条 本法人の会員になろうとする者は、入会金及び会費を払いこむことによって、会員となることができる。

2 入会金及び会費の額は、別に規則において定める。

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。

- (1) 本人が死亡し、または会員である団体が解散したとき
- (2) 会費を1年以上滞納したとき

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することが出来る。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、本法人の定款または規則に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を毀損し、または本法人の目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

第10条 本法人は、既に納入された入会金及び会費、その他の抛出金品は返還しない。

### 第3章 役員

(役員の種類及び定款)

第11条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上 3人以下

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第12条 理事は理事会で選任し、総会に報告する。

2 理事長、副理事長は、理事会において理事の互選により定める。

3 監事は、総会で選任する。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 理事長は、本法人を代表し、その業務を統轄する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときはその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の決議に基づき、本法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前二号の規定による監査の結果、この特定非営利活動法人の業務または財産

に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会の招集を請求すること
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により就任した役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(補欠補充)

第15条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

- 第17条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は総会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 会議

(会議の種別)

第18条 本法人の会議は総会及び理事会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

(会議の構成)

第 19 条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の権能)

第 20 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算の作成ならびにその変更
- (2) 会費の額
- (3) 役員を選任、解任、報酬、職務
- (4) 総会に付すべき事項
- (5) その他法人の運営に関する必要な事項

(会議の開催)

第 21 条 通常総会は、毎年一回、毎事業年度終了後 2 か月以内に開催する。

- 2 臨時総会は次のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求があった場合
  - (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
  - (3) 第 13 条第 4 項第 4 号の規定に基づき、監事から招集の請求があった場合
- 3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めた場合
  - (2) 理事の現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(招集)

第 22 条 総会および理事会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き理事長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的および審議事項およびその内容を示した書面を、開会日の 2 週間前までに発して行わなければならない。
- 3 理事会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的および審議事項およびその内容を示した書面をもって、開会日の一週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要と認めて招集するときは、この限りではない。
- 4 前条第 2 項または第 3 項第 2 号の請求があった場合は、理事長は速やかに会議を招集しなければならない。

(議長)

第 23 条 総会の議長はその総会において、出席した正会員の中から選出する。

2 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(会議の運営方法)

第 24 条 総会および理事会の運営方法はこの定款に定めるほか、別に定める規則による。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上出席した場合に開会する。

2 理事会は、理事現在数の 2 分の 1 以上出席した場合に開会する。

(議決)

第 26 条 総会および理事会の議事は、出席した正会員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会および理事会において、第 22 条第 2 項または第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席正会員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第 27 条 総会または理事会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもってまたは他の正会員を代理人として表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、別に規定で定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第 1 項規定により表決権を行使する正会員は、第 25 条及び前条第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。

(書面による議決)

第 28 条 理事長は、簡易な事項または緊急を要する事項については、理事が書面にて賛否を示すことにより、理事会の決議に代えることができる。

## 第 5 章 資産および会計

第 29 条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金、会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(事業年度)

第30条 本法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第31条 本法人の事業計画および収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 事業計画および収支予算の変更は、理事会の議決を経て決定し総会に報告する。

(事業報告および決算)

第32条 本法人の事業報告書、収支計算書、財産目録および貸借対照表は、理事会が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

## 第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第33条 この定款は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ特定非営利活動推進法第25条第3項に規定する軽微な事項をのぞいて所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。

(解散)

第34条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 特定非営利活動促進法第43条の規定による設立の認証の取消し

2 前項第1号の規程に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項2号の規程に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散できな

い。

(合併)

第 35 条 本法人は、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

(残余財産の帰属先)

第 36 条 本法人が解散（合併または破産による解散を除く）の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人または社団法人、財団法人に譲渡するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第 7 章 雑則

(事務局)

第 37 条 本法人は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会を経て、理事長が別に定める。

(公告の方法)

第 38 条 本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示すると共に官報に掲載して行う。ただし法第 28 条の 2 第 1 項 に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(実施規則)

第 39 条 この定款の実施に関しては、必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

滋賀県大津市浜大津 4-1-1

特定非営利活動法人 HCC グループ

1990 年 9 月 15 日施行

2002 年 2 月 20 日改訂

2018 年 5 月 31 日改訂

2020 年 5 月 31 日改訂



